

グループホーム等の火災に対して
消防法施行令・施行規則が
改正されました

小規模社会福祉施設 防災システムのお勧め

新規施設

平成21年4月1日より
施行

既存施設：猶予期間
消火器
平成22年4月1日まで
その他
平成24年3月31日まで

すべてに
自動火災報知設備を
設置
(従前は*300m²以上)

すべてに
火災通報装置を設置
(従前は*500m²以上)

*275m²以上で
スプリンクラー設備を
設置
(従前は*1000m²以上)

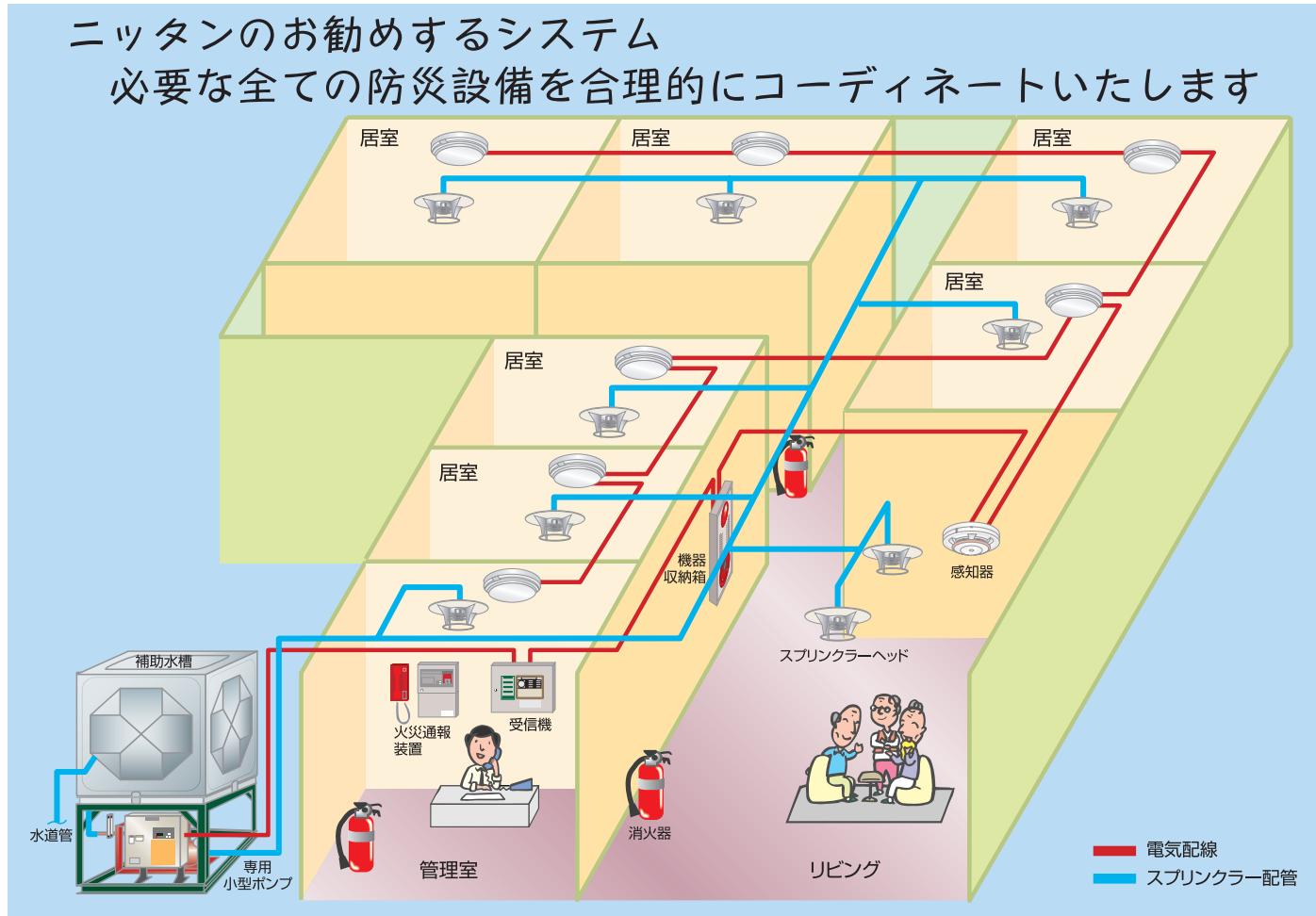
収容人員が10名以上で
甲種防火管理者が
必要となります。
(従前は収容人員30名以上)
甲または乙種防火管理者



総合防災のニッタンは皆様に 安心・安全をお届けします

ニッタンのお勧めするシステム

必要な全ての防災設備を合理的にコーディネートいたします



自動火災報知設備

煙や熱を検知して
自動的に火災を知らせます。



光電式煙感知器

差動式熱感知器

火災通報装置

ボタン1つで119番通報します。
自動火災報知設備と連動も可能です。



スプリンクラー設備

特定施設水道連結型スプリンクラー
「新発売」

専用小型ポンプ・補助水槽を標準装備。
水道の給水制限や
圧力不足でも問題
ありません。



スプリンクラーヘッド 専用小型ポンプ(+補助水槽)



消火器

初期火災の消火に重要です。



安全にお使いいただくために

ご使用の前に取扱説明書をよくお読みの上、正しくお使いください。

本資料の内容は製品改良などのため外観、仕様は予告なく変更することがありますのでご了承下さい。

取扱い店

ニッタン株式会社

〒151-8535 東京都渋谷区幡ヶ谷1-11-6 ☎ 03(3468)1111 (代表)
インターネットホームページ <http://www.nittan.com/>

支社/北海道、東北、首都圏、中部、関西、中国、四国松山、九州 支店/秋田、八王子、横浜、千葉、水戸、つくば、
さいたま、前橋、長野、金沢、大津、京都、神戸、岡山、高松、長崎、北九州、熊本、大分、宮崎、鹿児島
営業所/青森、郡山、富山、静岡、奈良、和歌山、鳥取、松江、徳山、高知、佐賀 駐在員事務所/沖縄
ニッタンサービスセンター/北海道、東北、名古屋、大阪、広島、四国、福岡